

**安全**



**安心**

JAL不當解雇撤回ニュース

No254号 2013.03.05  
 発行:JAL解雇撤回国民共闘事務局  
 連絡先:航空労組連絡会事務局  
 〒144-0043 大田区羽田5-11-4  
 フェニックスビル内  
 TEL:03-3742-3251 FAX:03-5737-7819  
<http://www.jalkaikekkai.com>

# 日本政府は直ちに ILO 勧告を履行せよ

ILO の GDF 労働者グループの会議で決議文を採択



【写真】ガイライダー事務総長を表敬訪問し面談 左より坂井日航乗組執行委員、内田客乗団長、ガイライダー事務総長、飯田乗員副団長

2月20~22日、ジュネーブ(スイス)のILO本部にて開催された「ILO民間航空グローバル対話フォーラム(GDF)」に、内田客乗原告団団長、飯田乗員原告団副団長等5名が出席。GDFは、「経済危機が航空界に及ぼす影響を論議とともに、LCC(格安航空会社)の影響への理解を深め、より持続的な産業に向けた共通のアプローチについてコンセンサスを得ること」を目的に開催されました。

日本の代表団は、会議の成功に向けて奮闘するともに、会議の合間を縫って、ILO勧告が出された以降の状況を、結社のILO自由委員会等の担当者に報告するとともに、ILO事務総長との面談等々、精力的に取り組みをこなしました。

GDFの全体会議では飯田副団長が不当解雇事件に触れつつ、日本の航空労働者の状況と課題について発言。労働者グループの会議では内田団長が日航の不当解雇問題等で発言をしました。こうした活動の成果として、2月22日の労働者グループの会議にて、日航の不当解雇事件を取り上げた決議が採択されました。決議文(全文)を紹介します。



【写真】GDFの会議場にて 内田さん(左)と飯田さん(右)

# 決議文 日本航空問題への ILO 勧告(2844 号案件)の履行に向けて

2013 年 2 月 20-22 日にジュネーブで会合した、世界経済危機の民間航空産業に対する影響に関するグローバル対話フォーラムの「労働者グループ」は、日本政府が結社の自由委員会 2844 号案件での勧告に対し、効果的な行動を現在に至るまでとっていないことを憂慮する。

2012 年 6 月 15 日、ILO 理事会は結社の自由委員会による日本航空争議への勧告を含む報告を採択した。当事件は会社更生期における 87、98 号条約違反の可能性を問う我々にとって初めての一連の勧告である。今後の ILO の監視の結果に応じてさらなる勧告、あるいは調査が想定される。

同報告では、ILO は会社更生期間においても労働者への否定的影響を最小限にするために当事者間の協議と交渉が重要であるとし、日本政府に対し協議と交渉の確保と ILO に対して進展を報告するよう求めている。

## 結社の自由委員会の勧告

- (a) 委員会は、従業員の人員削減の過程において、労働組合と労働者の継続する代表者が役割を果たせるように、関連する当事者間で協議が実施されることを確実に保障するよう、日本政府に要請する。
- (b) 整理解雇された労働者 148 人が、2011 年 1 月に会社を相手取り、東京地裁に提訴し、労使間に法的拘束力のある雇用契約が存在していることを認めるよう、裁判所に要求していることに注目し、委員会は、当該の裁判の結果に関する情報を提供するよう、日本政府に要請する。
- (c) 再建計画を策定する場合、そのような性質の計画が労働者に及ぼす悪影響を可能な限り最小限に止める上で、労働組合は主要な役割を担うため、委員会は、労働組合と十分かつ率直な協議を行うことの重要性を強調する。委員会は、日本政府がこの原則が、十分に尊重されることを確実に保障するよう、期待する。
- (d) 委員会は、「企業再生支援機構(機構)の不当労働行為」について東京都労働委員会が 2011 年 8 月 3 日に交付した救済命令の破棄を求め、2011 年 9 月 1 日に会社が東京地方裁判所に提訴した訴訟の結果に関する情報を提供するよう、日本政府に要請する。

我々は、日本政府が可能な限り迅速に問題を解決するために、直ちに勧告に従い行動を取ることを強く求めるものである。

2013 年 2 月 22 日